

ドイツ文学における「人間」観の変革（1）

— ルイーゼ・オットー・ペータースの場合

田 村 光 彰

Die Veränderung des Beriffs des “Menschen” in der deutschen Literatur

— Im Fall von Luise Otto-Peters

Mitsuaki Tamura

序 章 ルイーゼ・オットー・ペータース

第一章 「人間」観の変革をめざして

① 18世紀までの「人間」観

① ルソー、ゲーテ、シラーの「人間」観

② 古典主義の「人間」観へのプロテスト

③ 古典主義までの「人間」観と自立の思想の歩み

② 両性に平等の文学研究を

(以上本号)

第二章 ルイーゼ・オットー・ペータースの作品

(以上次号)

序章 ルイーゼ・オットー・ペータース

ドイツ文学史にてルイーゼ・オットー・ペータース Luise Otto-Peters の名にであうことは実に稀である。日本人が書き、かつこれまでに出版されたドイツ文学史は、いずれも存在の痕跡すら記してはいない。このような無視、存在の抹殺は何に由来するのであろうか。これを明らかにする前に、まず初めに彼女の生の足跡を略述してみよう。

1819年、彼女はマイセンの資産家の家庭に生まれた。父は裁判所の書記から判事にまでなった人で、娘たちには家庭教師をつけ、当時としては珍しく、妻と彼女たちに新聞を読ませていた。1831年、ザクセン邦の新しい憲法によって、今まで女性に適用されていた財産の後見人制度が廃止された時、彼女の家はこれを大歓迎した。⁽¹⁾ 慣習によって女性らしくない分野として近づくことを禁ぜられていた政治的な話題をも、父は娘たちに提供した。彼女は歴史、文学を好んで学び、ジャン・パウル、バイロン、シラー等を愛読した。1835年、16才の時に父が死に、翌年、追うように母もこの世を去る。以降、ブドウ畑に囲まれた父方の別荘で夏を過ごすようになった彼女は、ここで詩作に励むようになる。女子教育が専らダンス、フランス語、ピアノ等にむけられていたこの時代にあって、彼女は自然科学、哲学をも学び始める。1840年、ザクセンのエルツ山地に嫁いでいた妹を訪ねる。ここで働いていた男女労働者の苛酷な労働条件を

見つめるなかから、1842年、初めての小説『給仕・ルートヴィヒ』Ludwig, der Kellner が生れ、翌年、『カティンカ』Kathinka が書かれた。後者は彼女にとって「初の社会派小説」⁽²⁾であり、「それほどラディカルではない、中庸の女性解放」⁽³⁾を扱っているという。1843年秋、『ザクセン祖国新聞』Sächsische Vaterlandsblätter が「女性の国政参加」というタイトルで、次のような記事を掲げた時、彼女は「私の生涯のうちで最もすばらしいひとときのうちの一つ」⁽⁴⁾を経験する。後に1848年、フランクフルト国民議会の憲法制定委員会の一員になっていくローベルト・ブルーム Robert Blum の筆になるその記事は次のように書き始められていた。「すべての人間が地方自治体や国家への参加を呼びかけられている時、女性はいかなる方法で自分たちの参加を表明すべきか——このようにわれわれは問題をたてながら、女性の政治参加を完全に締めだす古い見解に以前から反論を加えている。締めだす見解は今や時代の要請に背いているし、真の時代精神に反していると言えるのではないだろうか。そしてもしわれわれが時代精神と矛盾せず歩もうとするならば、上に掲げた見だし〔「女性の国政参加」——田村・記〕から出発しなければならぬであろう。」⁽⁵⁾

私が詳細を次号〔第10号〕で扱おうとしている彼女の作品『女性の国政参加』では、冒頭部分にこの記事に対する彼女の感動が表現されている。すなわち「これによって今だ言われたことのなかった衝撃的なテーマが表現されていた。……この筆者は誰にでもわかる言葉と証拠で、突然あることを、はっきりと提示した。あることとは今だ誰もが考えようとする勇気すらもたなかったものである。それは次のような文である。『女性の国政参加は義務である』——このように述べられたものこそ、私の心の奥底で長い間誰によっても犯すことのできない確信として生きつづけてきた。だが、私は世間に認めさせる展望を全くもつことができなかった。……—そしてその晩のうちに同じテーマについて私は小論を書いた。」⁽⁶⁾この「矢のようにすばやく書きあげられた」⁽⁷⁾小論を彼女は匿名で新聞社に投書している。このときの題名は「女性が国政の利害に関わることは、単なる権利ではなくて義務でもある」となっていた。この小論がやがて3年後の1847年、ブルームの編集になる『民衆手帳——三月前期』Volkstaschenbuch——Vormärz に「女性の国政参加」と題して掲載された。詳しくは次号でふれることにして、彼女のその後を駆足で追ってみよう。1844年、小説『友人たち』Freunde で得た謝礼をもとに翌年一人旅を敢行する。誰も付き人を伴わない女性の一人旅は当時の規範に則って、小さな町マイセンの人々に品行悪しき行為という印象を与えた。⁽⁸⁾イェーナ、ワイマール、エアフルト、ゴータ、ミンデン、ハノーファー、ブラウンシュヴァイク、マグデブルグ、ライプツィヒを旅した彼女は、この体験を『ドイツ帝国における女性の生活』にまとめている。その後、シュレジア地方への旅のなかで、この地の織工たちの困窮を知る。この時の思索は、小説『宮殿と工場』Schloß und Fabrik に表現されている。だがこの作品は、人々を「煽動する内容」であるという理由でザクセン邦の検閲にあい、発禁となる。⁽⁹⁾後にザクセン邦文部大臣により数ヶ所を削除されて出版された。

1847年、彼女は女性労働者・教育協会を設立。この頃、ローベルト・ブルームとの出会いが機となって、シュレジア地方に高まっていたドイツ・カトリック内の改革運動に共感をよせている。1848年10月、ライプツィヒの「ドイツ労働者中央委員会」の機関紙『親交』Verbrüderung に公開状を寄せ、その中でこの委員会が先に決定した決議、すなわち、女性労働者も「同じ義務のもとで、同じ権利をもたなくてはならない」という条項に高い評価を与えている。1849年『ド

『ドイツ婦人新聞』Deutsche Frauenzeitung を創刊。この新聞が掲げた標語は「自由の国のために私は女性市民を募る」であった。48年革命の後の反動期に彼女は多くの都市から処分を受け、『ドイツ婦人新聞』も差しおさえられる。1865年、ライプツィヒにて初の婦人会議を開催し、この会議が後の『全ドイツ婦人同盟』Allgemeiner Deutscher Frauenverein を結成する基盤となっていった。

第1章 「人間」観の変革をめざして

① 18世紀までの「人間」観

ルイーゼ・オットー・ペータースの作品の史的位置づけを明らかにするために、彼女が呻吟し、苦闘した当の相手、すなわち、彼女の作品が書かれる前の時代までのモラル、人間観を略述しておく必要がある。

① ルソー、ゲーテ、シラーの「人間」観

当時の支配的な教育論は、ルソーの『エミール』(1762年)と彼のエピゴーネンたちの論理であった。教育学研究では、これまでこの作品は一貫して「子供のための人権宣言」「児童の福音書」「子供の発見」の書であると高く評価されてきた。しかし、この場合の「子供」「児童」とは男子青年のみしか含んでいないことを水田珠枝氏や安川寿之輔氏らの研究は明らかにしてきた。『エミール』にてルソーは次のように言う。「女子教育はすべて、男性に関連したものでなければならない。男性の気に入ること、その役にたつこと、男性から愛され、尊敬されること、男性が幼い時には教育し、大きくなれば世話をやくこと、彼らに助言を与えること、彼らを慰めること、彼らのために、生活を楽しく、快いものにしてやること、こういうことが、あらゆる時代を通じて女性の義務であり、また、女性に小さい時から教えこまなければならないことである。」⁽¹⁰⁾「男と女とはおたがいのために作られているが両性相互の間の依存状態は平等ではない。男はその欲望によって女に依存している。女はその欲望によっても、またその必要によっても、男に依存している。われわれは女なしでも生きていけるだろうが、女はわれわれなしでは生きていけまい。」⁽¹¹⁾すなわち、女子教育とは、より高い人間性をめざすものではなく、「男性の気に入る」ように、「男性を慰める」ように、つまり、それはすべて男性のためにむけられるべきであるとするこの教育論は、一般に信じられてきた、ルソー＝人間の自由・平等の旗手という通念とは相入れない。日本の著名なルソー研究者たちによって出版された『ルソー研究』⁽¹²⁾は終章にて、「女子の教育」という項を設け、次のようにルソーの女子教育の特徴を挙げている。「……男子の場合とは異なり、女子には従順の徳や服従心を養成しなければならない。そしてそのためには、早くから拘束・強制による教育を施し、それになれさせなければならないとルソーは説く。知性教育について見ても、ルソーが女性に必要な課目としてあげているものは、裁縫、画、勘定、策略の才、および、男についての研究である。そして女性には早くから読み書きを教える必要はないとされ、精密科学や物理学や思弁的な学問は女性に向かないものとみなされている。ルソーは早くから女性に宗教教育をすべきだと説いているが、……その教育方法も問答無用式であって、女性は自分自身で判断することができないのだから、父

や夫と同じ宗教をもち、父や夫の決定を教会の決定として受け入れなければならぬとされる。」

『エミール』の教育原理とされている「自由教育」や「自然主義」は男子のみのものであり、児童、青年の半数を占める女子にはみとめられていない。⁽⁴⁴⁾上に引用したように、『エミール』の女子教育を要約した同じ筆者が、驚くべきことに次の頁でルソーの教育論一般の特徴を次のように叙述している。「子供の自由にまかせることであり、子供みずからに実行させることである。真の教育とは、他から教えることよりも、みずから学ばせることである……この自由と自発活動もまた、身体の教育から宗教教育にいたるまで、一切の教育においてルソーが強調しているところである。」⁽⁴⁵⁾(傍点、田村)「このように、彼は強制や処罰による教育に反対し、自由教育を説いている……。」⁽⁴⁶⁾女子には早期から「拘束・強制」で教育し、宗教教育も「問答無用」に父と同じ宗教をもたせることを目的としているのに、ルソーの教育論の特徴とは、「子供の自由に任せる」ことだという。子供とは男子のみしか、ルソー自身にも、ルソー研究者たちにも意識化されていない。まさに「少女にとっては受難と忍従の反福音書である。」⁽⁴⁷⁾

次号で詳論する予定のルイーゼ・オットー・ペータース著「女性の国政参加」(1847年)では、現在、女性たちが「男性の人形」になってしまっている状況が述べられている。そしてその原因は貧困な女子教育にあるとして、「人形」ではなく、国政に男性と共に参加していく人間となるためには、女性にも男性と同様の教育を与えるべきである、と主張している。具体的には、先のルソーの方針とは180度異なり、技術的な鍛練ではなく、普遍的で、高度なもの、全体的で、総体的なもの、思考を養うもの、例えば、世界史、ドイツ史、現代史の必要性を訴えている。初めから女子のみに可能性の扉を閉ざしている結果が鑑賞品、愛玩物としての「人形」なのである。いかにいい買い手を見つけるか、に関心を集中せざるをえない「人形」を「人形」たらしめている原因は、従って彼女によれば、生物学的な性差にあるのではなく、社会の中に、すなわち、教育—文化にあるということになる。

ところで、男の役割、女の役割とは永遠不変の天与の自然ではなく、各時代の文化、生産諸関係の産物である。「男らしさ」「女らしさ」は生物学的な性差に基いているものではなく、社会的諸関係に立脚していることをマーガレット・ミードは示した。マーガレット・ミードは三つの原始民族の「男らしさ」「女らしさ」を研究し次のような報告を行った。第一に原始的な農耕民族であるアラペシュ族においては、男女が共に、現在我々が「女性的」と命名している性格を示す。相互に親切で、争い、闘いを好まず、男も女も共に慈母的である。理想的人間像は善良な妻と善良な夫である。すなわち、性によって異なるモラル、ふるまいが割りあてられてはいない。第二にムンドグモル族は、男女共に、現在我々が「男性的」と名づけている特徴をもっている。男も女も共に攻撃的で残忍である。争いを好み、攻撃的な夫と妻が理想的人間像である。ここにも生物学的性差が、社会的行動・モラルの差となって表われてはいない。この民族は首狩族である。第三に、彼女は、この両民族とも異なり、かつ、我々のモラル、行動と正反対のタイプを示すチャンブリ族を紹介している。この男性は、知性よりも感情を重視し、気弱で、おしゃれである。絵画や彫刻等の文化・芸術的分野を担っている。逆に女性は、強く、支配的で社会の指導・管理層をうけもつ。強い妻と弱い夫が理想像である。「永遠に女性的なもの」は神代の昔から女性の双肩に担わされていたものでもなく、生物学的性差によって男女のモラル、役割分担が決定されるのでもない。各時代の社会的諸関係、文化なのである。

さて、女性むけの小説を書いていたクリスティアン・フルヒテゴット・ゲレールト1715～

1769は、『エミール』に先だつ1761年、次のような手紙を書いている。「学のある女性に私は恐れをいだいている。というのは、そういう女性は本来女性のあるべき姿とは離れてしまっていると私は思うからだ。だが習得した、女性としてのつとめを果たしながら、良い本を読むことによって思慮分別を高め、気品をもって感情を養う女性 — こういう女性を私は高く評価する。¹⁰⁸」女性の模範とは、作品を書くことではなく、読むことであり、知性や理性をも磨くことではなく、感情を養うことであった。すなわち、男性だけが作品をうみだし、更にその作品と読者を結ぶ活動（編集・出版）を行うべきであり、女性は単なる受容者 Rezipient にとどまるべきである、と。こうした性による役割分担論は、あたかも生物学的性差に基いた永遠の真理であるかのようにその後もドイツの作家、批評家、読者をも規定していく。ゲーテ、シラーもその例外ではない。自分＝男性の「工合を一番よくする」女性を評価したゲーテは、意識的な女性たちの「意見」や「判断」をうとんじた。たとえば、次のように述べる。

女たちが愛したり憎んだりすることに
われわれは反対すまい。

だが、女たちが判断や意見を出すとなると、
奇妙な観を呈することが多い

(『温和なクセーニエン』遺稿から)^{109<3>}

また、伝統的な価値感に則って、女性に感情と家庭を、男性に理性と職業をふりわけたシラーは「鐘の歌」で次のように謳っている。

男は勇猛果敢に闘いに身を投じ
家できりもりするのはけなげな主婦
男は合理を範とし
女の判断は愛による

更に、ゲーテとシラーが素人の芸術愛好家について語った論理は、女性たちが作品を書くことによって自立をして生きていこうとする意欲を阻害していく。ギーゼラ・プリンカー・ガーブラーが二人の論理を簡潔に要約しているので、これに従えば、芸術家とは以下の四点を満たしていなければならないという。¹¹⁰第一に、天職であり、職業として行わねばならない。第二に、学問を積んだ後に芸術活動を行う。第三に、規範に則り、規範を高める。第四に、芸術家の世界、文壇への繋がりをもたねばならない。「男性の気に入る」範囲で、男性を「慰める」枠内でしか教育を与えられず、普遍的、全体的なものへの啓蒙が閉ざされ、しかも、職業などは問題外とされていた当時であって、それでも作品を生み出す努力を捨てなかった女性作家たちは、上述のゲーテ、シラーの規範に則って、芸術家とは無縁の存在として消し去られていく。問われているのは作品の「質」、「内容」ではなく、それ以前の実績、すなわち「学問を積む」ことも、「天職」「職業」をもつことも許されなかった生物学的な性である。そして、いざ作品の「質」、「内容」が問われた場合でも、作品の良し悪しを決定する試金石は、「控えめ」であり、「永遠に女性的なもの」であり、理性と悟性の少なさであった。巨匠たちによって作られた規範は、女性作家の作品をただ単に闇に葬り去っていくだけでなく、文芸批評の対象、文芸学そのものをも規定していく。

② 古典主義の「人間」観へのプロテスト

こうしたルソー、ゲーテ、シラー流の、女性を理性、悟性から遠ざけ、彼らに控えめ、内助、

賢い男たちを理解するための精神性を課す論理は、常に女性とはかくあるべきだと説教し、当時の価値観の秩序内に彼女たちを閉じ込める点で共通している。彼女たちに何ができるのか、と可能性を、未来を問うことは絶対でない。人間として対等な教育を主張し、作品を市場に出すことによって自立をしようとする女性作家たちは、「永遠に女性的なもの」から外れ、「意見」を提出し、「判断する」女性として排除されていった。古典主義の人間観が洗い直されねばならない。

ここで、ゲーテ、シラー自身の言葉から一步離れ、日本の研究者たちが、現在、彼らをいかに受容しているかにふれておこう。一例として、ゲーテについて書かれた論文が掲げる評価は、次のような内容ではぼ一致している。すなわち、われわれはそこに今日なお少しも古くなく、新鮮なひびきをもって訴える数多くの心情の吐露に一驚せざるをえない。なんという英知であろうか。ゲーテとは何という存在であろうか、という評価。あるいは、ゲーテの作品がおくるメッセージがやはり近代的人間の自律的努力への、人間性の究極的勝利への健全な信仰にあることをみとめないわけにはいかないのである、とする称讃。「ゲーテの詩にあっては、たとえ個人的なものであっても、それが普遍人間的なものにまで高められ……」²³⁾、という讃歌。ここに述べられている「近代的人間の自律的努力」、「人間的なもの」は、「男性の自律的努力」、「男性的なもの」と書き改められ、その上で再評価されなければならないのではないだろうか。古典主義のみならず、その後の人々の主張する「人間」観が吟味されねばならないと思う。女性に参政権を閉ざしておきながら、普通選挙権という言葉が日本の歴史のなかで今日なおまかり通っているように、「近代的人間」、「普遍人間的」とは、天の半分を支える女性を含んでいない。

このように、現代の立場から過去の人間観の再考を迫る姿勢に対して、2つの反論にしばしばであらう。第一は、再考の必要を全く否定する立場であり、第二は、当時としてはやむをえなかったとする免罪論である。第一の立場には、今号と次号の私の拙稿全体を反証としたい。と同時に一言つけ加えておこならば、この立場は、作品の鑑賞とは鑑賞全体の歴史性、時代性と共に変遷していく、それ自身歴史的産物である、という視座とは相容れない傾向をもつ。すなわち、受容の歴史的多義性は捨象される方向にすすんでしまう。私はまさに「現在の立場から」というそれ自身歴史的制約性のなかで、古典派のみならずこれまでの文学の評価を、「女性らしさ」ではなく、自意識の発達、自立の主張をメルクマールにして再考せねばならないと考える。

次に第二に、やむをなかったとする免罪論に移ろう。この論には、ゲーテ、シラーと同時代にドイツに生き、ドイツにおける後期啓蒙主義者の1人であるテオドール・ゴットリーブ・フォン・ヒッペル Theodor Gottlieb von Hippel 1741~1796 を対置しよう。『女性の市民的改良』1792 のなかで彼はフランス革命の一側面を次のように述べている。すなわち、フランス革命は途中で立往生し、人間の権利は男の権利になってしまった、と。彼の指摘通り、フランス革命は女性の参政権、市民権等すべてを否定し、彼女たちは自由・平等からは除外された。「人権宣言」が男性の人権でしかないことを見ぬいていたオランプ・デュ・グージュは、1793年、17条から成る「女性および女性市民の諸権利の宣言」を起章し、「歴史上初めて(女性)の参政権を要求した。」²⁴⁾だが、10条に自ら記している宣言どおり、実際に処刑され、断頭台の露と消えてしまった。第10条は次のように主張している。「なにびとも、それがたとえ根源的なものであれ、自分の意見のために不安を蒙ることがあってはならない。女性は、処刑

台にのぼる権利がある。同時に女性は演壇にのぼる権利をもたなければならない。」先に述べたルソーの言う人間=男性、国家を作る契約主体=家に女性を閉じ込めた男性、という発想は、まさにフランス革命に貫かれている。

ヒッペルは、教育上のハンディのみならず政治的不平等をも廃止するよう先にあげた著作のなかで次のように書いている。「障壁を取り除け。性差にとらわれず、国家のために市民を教育せよ。」この「市民」は女性を含むよう訴え、男女の未来における対等のパートナーの必要性を宣言している。このように、同時代の人のなかに男女の役割を固定観念のなかに凍結せず、現在を超え、未来に眼をすえる人がいたときに、「やむをえない」と判断することは、歴史的視点の欠落を物語るであろう。少くとも「普遍人間的」という評価は、ゲーテ、シラーにではなく、彼らの対極に位置していたヒッペルにこそ該当するのではないだろうか。ここで特に指摘したいことがある。それは、ゲーテ、シラーの同時代人のみならず、彼らに先立つ18世紀にもすでに以下に述べるような人々がいたことは、さらにこうした再検討の要を促すものと私は考える。

③ 古典主義までの「人間観」と自立の思想の歩み

18世紀の女子教育にささやかながらもつかのまの春の息吹きを与えた思想は、17世紀にドイツのルター派教会の中から誕生した敬虔主義の運動であった。この運動は、プロテスタント正統主義の固定化に抗して、宗教改革の徹底化、教会の再改革を目標とした。生活、祈り、そして讃美歌の斉唱もすべて共同で行われたが、知よりも個人の宗教的経験、宗教的感情が重んじられた。直接の神体験は個人の自由意志、個人の責任に任されていた。この運動の指導者であったフィリップ・ヤーコプ・シュペーナー Philipp JaKob Spener 1635~1705は、自宅で聖書を読み、祈りをし、個人の信仰生活について語りあう会合をもち、これが後に敬虔集会 *collegia pietatis* にまで発展していく。こうした集会は、教会によって異端視されたため、多くは秘密集会 *Konventikel* とならざるをえなかった。ここには男性だけではなく、女性も参加することができた。この集会は彼女たちに初めて家庭外で教育を受ける機会を与えた。と同時に、彼女たちの参加によって、讃美歌や頌詩の詩作が行われていく。家事労働全般から離れ、たとえ限られた領域であっても、作品の創作に関わる分野に女性が登場したことの意義は大きい。「女性らしさ」をメルクマールにするのではなく、女性の人間としての自立を起点にこれまでの文学研究の全面的再考を促す立場にとって見逃すことのできない一歩である。シュペーナーの意志を引継ぎ、教育施設や孤児院を作っていたアウグスト・ヘルマン・フランケ August Hermann Francke 1663~1727 は、女子の高等教育改良に情熱を注いだ。社交や礼儀作法にのみむけられていた女子教育を疑問視し、旧約聖書の基本語と「あらゆる種類の有用な技術と学問」が必要である、との認識から、1695年、ドイツでは初めての高等女学校を開設した。これは「支配階級、貴族、そしてそれ以上の上流階級の人々の娘の学校」でしかなかったが、読み、書き、計算という一般的な基礎知識が男性のみの独占物ではなくなる先駆的施設として重視されていであろう。この学校は開設当初の好評さに比べて10年後には参加する女性数が減少し、フランケの死後はわずかに8人だったことが記録されている。女子教育が社会的にいかにも無視されていたかという事実を示している。男性の知性、女性の感情という二元論が天与の自然と考えられていた時代にあって、たとえ上流階級の娘たちが対象ではあっても、彼女たちの知性を高めようとした教育は時代の冷たい枠組を砕く春の風になるはずであった。だが、冬の終りを告げるべ

き息吹は、続いておこってくる社交文化の隆盛によって窒息させられていく。

30年戦争の終結によって、ブルボン家の勝利は確実になり、逆にハプスブルグ家が凋落し、後者によって代々ひきつがれてきたドイツ皇帝権は完全に名目上のものとなった。ドイツの諸領邦には外交上の自主権が認められ、国家としての自立性が確立していくようになった。こうして領邦国家が強化されていくにつれ、国家の官僚制が成立していく。他方、都市の破壊、ギルドの制限強化により、失職した人々は都市の行政職に流入することにより、都市においても官僚機構がうみだされていく。18世紀初頭は、こうした官僚制度を土台とした社交文化とこれに批判的な『道徳週刊誌』によって特徴づけられる。

17世紀以来、西欧において軍事的優位と文化的権威を高めてきたフランスは、フランス文化とフランス語を西欧各地へ広めていく。フランスのサロンの中には、集まる男女の間に一時的に平等の雰囲気が生じたサロンもあったが、ドイツにおいてはこうした傾向は見られず、当時のロココ趣味と相俟って女性たちの関心は専ら華飾と浪費にむけられた。貴族、上流階級の彼らは『男たちのための生きている人形』をめぐして着飾った。一定の知は問題にされたが、男性のそれを上回らないようにとの限定付きであった。「男性の気に入る」、男性を「慰める」、男性のための知——こうしたルソー流の知は、従って、知による個性の確立をめざす姿勢からはかけ離れていた。英知や理を身につけるのではなく、「頭の飾りは帽子であった。」⁸⁰

こうした宮廷内の噂話や小言、罵言にうつつをぬかしていたサロン文化に対して、人間の教育、文化の進歩に信頼を寄せ、女性たちの悟性の啓発にも力を注ごうとした人々は初期啓蒙主義者たちであった。敬虔主義は感情の方により重きを置いたが、彼らは「未青年状態から脱却」することを目標とし、女性たちを無知にとじこめておいた社会通念、家庭教育を批判した。18世紀初めに出版された『道徳週刊誌』は、女性読者層にこれまでになかった熱心さで接近を図り、女子教育の覚醒と深化を方針のひとつに据えた。退廃的な社交が批判のマネ板にあがり、出版者たちは女性読者層の声を直接確かめるために、彼らとの定期的な手紙の交換を行った。こうして手紙を寄せてきた女性読者層から、思いがけず女性のジャーナリストが誕生した。⁸² 雑誌の単なる受け手、読み手から、記事の書き手への発展は、ゲレールト流の、女性＝作品の単なる受容者、男性＝作品の創造者というパラダイムを破るものであった。

芸術から感情と感覚の追放を説いたヨハン・クリストフ・ゴットシェト Jonann Christoph Gottsched 1700～1766 は、ドイツ女性がいかに創作に加わっていないかを嘆いて次のように述べている。「私はマダム・デズリーのフランス詩を読むと羨しくてならない。ドイツはこの分野でフランス人に匹敵するものはまだ何も示すことができていないと思う。……フランスの女性はドイツの女性に一步先んじていることを認めなければならない。」⁸³ 彼らにつづいて多くの女性が書く分野に登場してくる。ギーゼラ・ブリンカー・ガーブラーによると、彼女らに共通した特徴は男女平等の主張を、韻を踏んだ手紙文で表現しているという。⁸⁴ 例えば、アンナ・ヘレーナ・フォルクマン Anna Helena Volckmann はクリスティアーナ・マリアーナ・フォン・ツィーグラ Christiana Mariana von Ziegler 1695～1760に韻文形式の次のような手紙を書いている。

男性たちが私たちがさげすむならば、私は目覚めよう

誰かれとなく「愚かな鳩よ、お前たちはまともに飛べず、身のほどしらず」と言え

愚かな男性が、女性はいつも物真似、と言え
 私はそしる人たちに反論しよう……
 私たちに勇気はあるが、鋭い剣はない
 男性たちにはペンで斗いをいどもう

こうした手紙は、詩作そのものが女性らしくないとの理由で当時も無視され、現在もお文学研究者の眼前からふり落とされてしまっている。どのように彼女たちは自意識に目覚めてきたかが研究のメルクマールにはならず、女性であること＝生物学的な性が作品をふるいにかけられている。研究者たちがゲーテ流の「永遠に女性的なもの」を追いつづける限り、無数の彼女たちの自意識の発達史は彼らの視野から外れてしまう。

上述した韻をふんだ手紙文の受けとり手であったマリアーナ・ツィーグラーは、18世紀につくられた言語・文学の研究団体である「ドイツ協会」Deutsche Gesellschaftの初の女性メンバーとなっている。1730年、彼女はこの協会において、「女性には学問をする努力が許されるかどうか」というテーマで講演を行っている。これはドイツ語で語られた、女性自身による初めての女子教育弁論であった。これに先だつて1728年、「話すことは男性よりも優れているのに、書くことにおいては劣っているのは何故か」と問い、その原因は女性たちが現在置かれている社会的状況のなかにある、と述べている。話すことは、サロン文化の隆盛の中で女性の処世術の一つになっていた。術学的な教養主義、知的なひけらかしとうわべだけの知的会話には彼女たちのおしゃべりは役にたっても、芸術、学問、創作とは縁遠いものであった。社会が彼女たちの教育をないがしろにしているところに書くことへの能力不足を彼女たちは痛感した。逆に言えば、機会が均等に与えられれば彼女たちにも学問・芸術への道を歩むことが可能である、という自信の表明でもあった。原因は生物学的な性差にあるのではなく、社会の教育制度にあるという主張もここに表わされている。

マリアーナ・ツィーグラーに続いて、ドイツで二番目の女性桂冠詩人となったズイドニア・ヘドヴィヒ・ツォイネマン Sidonia Hedwing Zäunemann 1714～1740 はルイーゼ・アストン Louise Aston 1814～1871 に先だつこと100年前に学者たちと交わろうとした。慶弔の折に作られた機会詩を拒否した彼女は、男性によって割りあてられた家庭から目を転じ、外の世界を注視し、次のように記している。

結婚式、揺り籠、墓石だけが
 詩にふさわしいものだろうか

中国の秋董、フランスのジョルジュ・サンド、メリクール、ドイツのルイーゼ・アストンの男装は知られているが、彼女たちよりも以前にズイドニア・ツォイネマンは男性の服に身をつつみ、馬にのり、一人旅にでかけた。人間とは男性であり、女性は彼らに奉仕するものと定められていた当時であって、こうした男装は彼女たちの人間としての対等を求める叫びの具体的表現方法であったと私は思う。

彼女は教育施設への女性の参加を次のように述べている。「無知なわがドイツ人は女性に芸術への自由な訓練をさせることになれていない。彼らの学校の教室は、私たち女性が参加する

ことによって神聖さがとり除かれなければならない。⁽³⁸⁾」

彼女は宗教詩を書かなかつたので、宗教者から非難を受けた。これに対して次のように反論している。「私の使命は宗教詩を書くことを望まない。宗教詩を書くことはキリスト教徒の義務ではない。」⁽³⁹⁾ ここには、詩作を宗教の下に従属させようとする説得に対して、彼女の拒否の姿勢が示されている。また結婚制度にも強い疑いをいだき、今の制度下では女性が「扶養」とひきかえに「抑圧」を売りわたすもの、と詩の中で書いた。⁽⁴⁰⁾

ところで、レナーテ・メールマンはレクラム版『ドイツ三月前期における女性解放。テキストとドキュメント』⁽⁴¹⁾で、三月前期（1815～1848）の女性作家たちを作品の内容から判断して4つの項目に分けている。これによれば、1)女子教育、2)個性の確立、3)因襲による結婚、4)職業としての自立、となっている。ズイドニア・ツォイネマンは、わずか26年の生涯のなかで4)以外のすべての問題をとりあげていたことになる。これに加えて、詩作の宗教からの自立にも言及していた。4)にあげた作家として、職業としての自立を達成するには、作家の個人的努力だけでは不可能であり、加えて文学市場の形成が前提となっていなければならない。18世紀初頭は、19世紀前半（三月前期）に比べて女性の作品を受容する大衆が未成熟であった。のみならず、受容者と作家を仲だちする出版者、編集者にも女性が参加する余地は全くなかった。

18世紀も中・後期となってくると、文学作品が今までよりも数多く出版され、読者の層の拡大がなされていく。貴族が作家たちを自らの僕として扱い、彼らのパトロンとして存在していた構造に変化が生じていく。形成されつつあったブルジョアジーが出版社をつくり、作家たちを貴族から引き離し、作品の受容者を貴族・上流階級から不特定多数の市民層へ切り換えていくとする。パトロンとして君臨していた貴族の趣味、世界観から自由でなかった作家たちは、受容者が大衆に移ることによって作品の形式も内容も登場人物も世俗化していく自由を獲得する。女性読者層が拡大し、文学市場の広がりにも貢献し、作品の世俗化にも大きな役割を演じていく。韻、修辭法等の文学的規則の厳格な詩に代って、これらにとらわれない小説が盛んに書かれるようになる。文学教育を受けられなかった女性作家たちは規則から自由になった小説の書き手として登場する。ゾフィー・フォン・ラロッシュ Sophie von LaRoche 1731～1807は1771年、『フォン・シュテルンハイム嬢の物語』を出版する。これはドイツ女性による初の小説であった。ここに登場する女性主人公は、ルソー流の男性に「慰め」を与え、奉仕し、彼らの補完物として存在する女性ではない。「貞潔」という意味もあり、従来、常に女性もつべきとされていた徳 Tugend をこの作品では男性主人公ももっている。女性主人公ゾフィーは、彼の「まなざしにある徳のあふれる輝き」⁽⁴²⁾にひかれる。彼も有徳の人であり、感情豊かで、センチメンタルで、涙を流す。ここには既成概念である男性に能動性と自立性、女性に受動性と依存性をあてがう両極分解はなく、両性に共に有徳性と悟性、啓発された精神が必要であるとしている。結婚後の彼女は、家庭にこもらずに夫と共に「人間愛に奉仕」⁽⁴³⁾しようとする。そして無産者のために学校と病院をつくる。シラーの説く、男性＝外の世界、女性＝内の世界という両極分解は、すでに述べたように彼と同時代の人ヒッペルによって疑問視されていただけでなく、先行する時代にすでに一女性作家の作品の中で異論が出されていた。古典主義の人間観を「やむをえない」ものとして免罪することができるであろうか。

彼女はその後1783年、女性のための雑誌『ポモナ』Pomona を発行する。女性雑誌であろうと男性雑誌であろうと、これらを作るのがすべて男性あったときに初めて女性の出版者が誕生

した。女性の中に文学市場は拡大してはいたが、すなわち、女性の受容者は増加してはいたが、編集、発行はすべて男性の手にあった時代に女性がこの分野に座を占めた事実の意義は大きい。それは男性編集者・出版者によって作品がごみくず籠へ直行しない日の到来を意味していたからである。

創作者としての女性の登場に大きく貢献したのものとして、イギリスのサミュエル・リチャードソン1689～1761の小説をも挙げておかねばならない。イギリス小説の確立に寄与した彼の小説『パミラ』⁽⁴⁴⁾は、ドイツ語に翻訳されて多くの女性読者を得た。家族・日常生活を対象にしたこの作品は、英雄、騎士などが登場する異国趣味を扱わないことによって登場人物をも世俗化している。女性読者層に共感をよび、創作への意欲を喚起した。

② 両性に平等の文学研究を

ドイツ文学史は、女性の知を疎んじ、男性に従属するモラルを植えつける例に満ち満ちている。

時代をさかのぼればのぼるほど、こうした例に枚挙のいとまがない。例えば「女性の人生における定言的命題は、『才をみがくなかれ』」である、と言ったエデュアルト・フックス Eduard Fuchs は、「女性の生活すべてに妥当する、唯一ですべてのものは調教である」⁽⁴⁵⁾として、サーカスの駄馬の調教を女性の教育の理想に掲げている。ハンスーミッヒェル・モシェロシュ Hans-Michel Moscherosch は1643年、『キリスト教の遺産』に次のように書いている。「娘は口数を多くしてはならない。多くを知ってはならない。床をとること、記帳すること、歌うこと、家政を司さざること——若い娘にはこれで十分である。」⁽⁴⁶⁾ヨヒアム・ラッヒェル Joachim Rachel は1664年、『ドイツ風刺詩集』にて以下のように説教をした。

家事をしながら

詩を作ったり、詩をかじったりしようと思ふな

ペンもヒゲも男のものだ⁽⁴⁷⁾

これまで述べてきたように、17世紀の見解に見られる「ペン」を「男のもの」とするラッヒェル、「才をみがくなかれ」と説くフックスに始まり、18世紀初頭の社交文化をへて、男性を「慰める」ように、「従順の徳」と「服従心」を押しつけるルソー、女性の「意見」や「判断」を嫌ったゲーテ、感情と「家庭」を女子に、「合理」と職業を男性にわりふったシラー——問われているのは作品の「質」や「内容」ではなく、性である。「男性中心の社会には、男女に公平な文学史、文芸批評は存在しない」⁽⁴⁸⁾と主張するギーゼラ・ブリンカー・ガーブラーに則って、これまでの文学史、受容史のすべてをまた個々の作品研究をすべて再検討せねばならないと思う。(以下、次号)

注

(1) Linnhoff, Ursula : Luise Otto-Peters. In : »Zur Freiheit, oh, zur einzig wahren — « Ulstein, 1983 S. 231

- (2) Brinker-Gabler, Giesela : Luise Otto. In : Deutsche Dichterrinnen vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart. Fischer 1979 S. 207
- (3) Linnhoff, Ursula : Luise Otto-Peters. S. 232
- (4) Otto-peters, Luise : Die Theilnahme der weiblichen Welt am Staatsleben. Amnestierte der Zeit. Hrsg. von Robert Blum. Eine neue Ausgabe des gleich nach dem Erscheinen Konfiszierten und jetzt freigegebenen Volkstaschenbuches Vorwärts. 5. Jg. Leipzig 1847. S. 38
- (5) Ebd., S. 37-38
- (6)(7) Ebd., S. 38
- (8) Linnhoff, Ursula : Luise Otto-Peters. S. 232
- (9) Ebd., S. 233
- (10) こうした評価に対する異論は、水田珠枝氏によって『女性解放思想の歩み』（岩波新書、1973年）や、『女性解放思想史』（筑摩書房、1979年）等で明らかにされている。また、安川寿之輔氏も『近代社会』における民主主義と差別（『市民社会の思想』水田洋教授退官記念論集所収、1983年 御茶の水書房）にて詳細に論じている。私はとりわけ、安川氏の論文に多大の教示をえた。
- (11)(12) ルソー：『エミール』平岡昇訳、世界の大思想17、河出書房新社 1966、404頁
- (13) 桑原武夫編：『ルソー研究』第二版、京都大学人文科学研究所報告、岩波書店 1968、337-338頁
- (14) 安川寿之輔『近代社会における民主主義と差別』418頁
- (15)(16) 桑原武夫編：『ルソー研究』第二版、339頁
- (17) 安川寿之輔『近代社会における民主主義と差別』418頁
- (18) Brinker-Gabler, Giesela : Dichterrinnen vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart. S. 49
- (19)(20) 高橋健二編訳：『ゲーテ格言集』新潮文庫 1985 17頁
- (21) Brinker-Gabler, Giesela : Deutsche Dichterrinnen vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart S. 19
- (22) 山口四郎他訳：『ゲーテ全集』第1巻 潮出版社 1979 462頁
- (23) Brinker-Gabler, Giesela : Deutsche Dichterrinnen vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart S. 50
- (24) 大原紀美子, 他：『女性解放と現代』三一書房 1977 111頁
- (25) 『ジュリスト』増刊号、現代の女性——状況と展望、有斐閣 1976 39頁
- (26) Brinker-Gabler, Giesela : Deutsche Dichterrinnen vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart S. 50
- (27)(28)(29) Möhrmann, Renate : Die andere Frau. Metzler 1977 S. 15
- (30)(31)(32) Ebd., S. 16
- (33) Brinker-Gabler, Giesela : Deutsche Dichterrinnen vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart S. 39-40
- (34) Ebd., S. 40
- (35) Ebd., S. 41
- (36) Ebd., S. 42
- (37) 拙著「ドイツの女性作家と文学史・文芸学の問題」北陸学院短期大学 紀要 第13号 (1981) 参照
- (38) Brinker-Gabler, Giesela : Deutsche Dichterrinnen vom 16. Jahrhundert. S. 43
- (39)(40) Ebd., S. 44
- (41) Möhrmann, Renate : Frauenemanzipation im deutschen Vormärz, Texte und Dokumente. Philipp Reclam 1978 S. 259-S. 264
- (42) Möhrmann, Renate : Die andere Frau S. 21
- (43) Ebd., S. 22

- (44) 福原麟太郎, 西川正身:『英米文学史講座5』に所収「イギリスの小説」(内多毅) 51頁
- (45)(46)(47) Möhrmann, Renate: Die andere Frau S. 13
- (48) Brinker-Gabler, Giesela: Deutsche Dichterinnen vom 16. Jahrhundert bis zur Gegenwart
S. 42
- (49) Ebd., S. 49